
第 1 回 著作権ゼミ

ゼミ担当者 : 阿部 正洋, 今里 和弘, 藤本 万里子
 指導院生 : 小椋 信弥, 中尾 昌広
 開催日 : 2003 年 6 月 13 日

ゼミ内容:

著作権に関する基本的な知識を深めると共に、最近、問題となっているソフトウェアライセンスについて説明する。これに基づいて、研究室内のソフトウェアや文書のあり方について検討する。

1 著作権 (CopyRight)

近年、知的所有権という言葉がクローズアップされているが、この知的財産権は大きく二つに分類される。一つは工業所有権、もう一つが文化的な創造物を保護の対象とする著作権である。著作権の目的は、著作者の権利の保護と著作物の利用のバランスをとりながら、文化を発展させることである。

1.1 保護対象

著作権法第 2 条で、著作物とは「思想または感情を創作的に表現したものであって、文学、学術、美術、又は音楽の範囲に属するもの」であると定義されている。具体的には、以下のようなものである。

- 論文、小説、脚本、詩歌、講演など言語の著作物
 - 音楽の著作物
 - 日本舞踊、バレエ、無言劇など舞踏の著作物
 - 絵画、彫刻、漫画など美術の著作物
 - 建築、建造物など建築の著作物
 - 地図、図面、模型など図形の著作物
 - 映画、ビデオソフトなどの著作物
 - 写真の著作物
 - プログラムの著作物
 - データベースの著作物
- データベースを構成する「情報の選択」「情報の体系的な構成」のいずれかに創造性を有するもの
- 二次的著作物
- 著作物を翻訳・編曲・変形・翻案し作成したもの

- 編集著作物

百科辞典、辞書、新聞、雑誌、電話帳など、多様な情報を編集した表現物

著作権法は表現 (もの) 自体を保護するものであり、その手段や規約、アイデアは保護の対象に入らない。保護対象外の著作物には以下のようなものがある。

- 憲法 その他の法令
- 国、地方公共団体、独立行政法人が発する告示、訓令、通達など
- 裁判所の判決、決定、命令、審判など

1.2 保護期間

著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、原則として著作者の死後 50 年まで保護される。

1.3 著作権の制限

著作権者の許諾なしに自由に使える場合には、以下のような場合がある。

- 私的使用のための複製
 - 図書館等における複製
- 著作物の一部分の複製物を一人一部提供する場合
- 他人の著作物の引用
- 自分の著作物と引用部分が区別されている、自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確である、出所の明示がなされているなどの条件を満たす必要がある。
- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製

1.4 著作物の正しい利用法

著作物を利用する際は、Fig. 1 の手順に従って正しく利用する必要がある。

1.5 罰則

著作権侵害は犯罪とされていることから、侵害者は処罰の対象となる。罰則は、三年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金とされている。法人が著作権侵害を行った場合は一億円以下の罰金とされている。ただし、著作権法

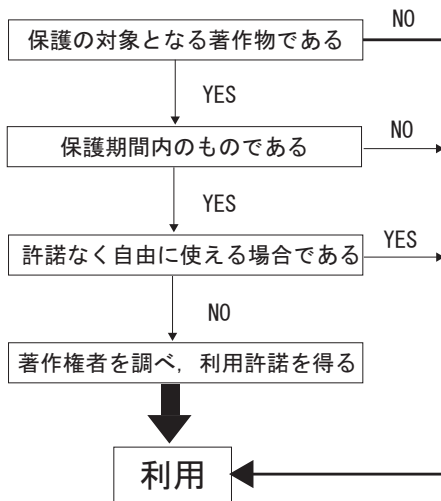


Fig. 1 著作物の利用手順

違反は親告罪であるので、被害者が告訴しなければ処罰されない。

2 ソフトウェアと著作権

1985年（昭和60年）の著作権法改正により、プログラムの著作物としてソフトウェアが保護されることが明確になった。近年の急速なデジタル技術の発展により、デジタルデータのコピーが容易になり、ソフトウェアの使いまわしや違法コピーなどが摘発されるケースが増加したことが背景にあると考えられる。

2.1 ソフトウェアライセンス

ソフトウェアメーカーが購入者に対して許諾するソフトウェアの使用権はライセンスと呼ばれる。ライセンスの許諾を得ずにソフトウェアを使用すると不正使用となり、著作権の侵害に相当する。主なライセンスの紹介を第3章で行う。

2.2 ソフトウェアに関する著作権の概要

ソフトウェアについて規定した著作権法には、以下のようなものがある。

- 第47条「プログラムの著作物の複製物の所有者による複製」

プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第113条第2項の規定が適用される場合は、この限りではない。

- 第113条第2項「侵害とみなす行為」

プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を業務上電子計算機において使

用する行為は、これらの複製物を使用する権限を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

2.2.1 保護対象

プログラムそのものは「もの」ではないため、プログラムを記憶した記憶媒体が保護の対象とされている。著作権法上、プログラムは「電子計算機を機能させて著作物を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」とであると定義されている。この定義に従うと、パッケージソフトやアプリケーションソフトだけでなく、ソースコードやオブジェクトコード¹も著作権法上のプログラムであり、著作物として保護されることになる。また、コンパイラ、インタプリタ、アセンブラ等の言語処理プログラムや、プログラムの設計書、フローチャートなども保護の対象とされている。ただし、プログラムを作成するためのプログラム言語、アルゴリズム（解法）は保護の対象外である。

2.2.2 正当利用の特例

著作権法で著作物の無断複製が禁止されているが、ソフトウェアに関しては、プログラムの実行・利用に必要と認められる範囲で、複製やコピーが例外的に認められている。ソフトウェアのインストール、バックアップ、プログラム実行に伴う内部記憶装置へのコピーなどがこれに相当する。

2.3 違法コピー

ソフトウェアは著作権法によって保護されていることから、違法コピーを行うことは著作権侵害となる。違法コピーとは、権利者の使用許諾条件に違反してソフトウェアを複製、インストールする行為、または違反してコピー・インストールされたソフトウェアのことを指す。現在流通しているソフトウェアの3分の1程度が違法コピーであると推計されており、BSA（Business Software Alliance）²やACCS（コンピュータソフトウェア著作権協会）³などの業界団体が活動を続けている。違法コピーの形態には以下のようなものがある。

- 組織内違法コピー

企業や学校などの組織において、ライセンス数⁴を超えてソフトウェアをコピーすること。日本では違法コピーの多くがこの形態であると考えられている。

- 偽造

¹マシン語で記述されたプログラム

²知的財産権の保護強化を目的とし、米国で設立された団体

³デジタル著作物の権利保護や著作権の普及活動を行う公益法人

⁴同時にプログラムを使用するコンピュータの台数

正規のソフトウェアを無断コピーまたは真似て製造し、販売すること。許諾を正規に受けていない業者により販売された製品は「海賊品」と呼ばれる。

- ハードディスクローディング
販売店がサービスと称し、無許諾でコンピュータにソフトウェアをインストールして販売すること。
- ソフトウェアレンタル
ソフトウェアメーカーの許諾を得ずに、パッケージをレンタルすること。
- カジュアルコピー
知人の中でディスクを貸し借りし、不正コピーすること。
- インターネットによる違法コピー
インターネットを利用したソフトウェアの違法アップロード、BBS（電子掲示板）を利用した違法コピー品の宣伝・販売

2.4 ソフトウェアの著作権における問題点

- ネットワークを介して配信されるプログラムの問題
ネットワークを介したソフトウェアのダウンロードは、記憶媒体そのものを取り引していないため侵害追求が困難である。
- ソフトウェアの使用権に関する問題
著作権法では、ソフトウェアの複製に関しては規定しているが、使用権までは定めていない。
- ユーザの理解が不十分である問題
著作権が保護するのはプログラムのソースコードやオブジェクトコードの表現であり、一般のユーザにとって理解が難しい。
また、著作権法第 47 条における「必要と認められる限度」という表現は曖昧であり、著作者の意図に反して著作権が侵害される場合が多い。

3 ライセンスの種類

この章では、フリーソフトウェアと以下のライセンスの説明を行う。

- GNU GPL
- GNU LGPL
- GNU FDL
- FreeBSD Copyright
- Creative Commons

3.1 フリーソフトウェアとは

ユーザが利用する際、以下のような自由が与えられたソフトウェアことである。

- 目的に関わらず、プログラムを実行できる自由。
- プログラムがどのように動作しているかを研究したり、そのプログラムを必要に応じて修正して取り入れることができる自由。
- コピーを再頒布することができる自由。
- プログラムを改良し、その改良点を公衆に発表できる自由。

3.2 GNU GPL (General Public License)¹⁾

GPL とは、GNU⁵が提唱しているソフトウェアライセンスの 1 つである。フリーソフトウェアを共有したり、変更したりする自由を保証すること、すなわち、そのソフトウェアが契約者全てにとってフリーであることを保証することを目的としたライセンスである。

このライセンスは、以下のような特徴を持つ。

- フリーソフトウェアの複製物を頒布する自由を保証するよう設計されている。
- 希望に応じて、プログラム⁶のソースコードを入手することが可能である。
- ソフトウェアを変更し、その一部を新たなフリーのプログラムで利用できる。
- 以上の 3 点が契約者に知らされるということも保証される。

3.3 GNU LGPL (Lesser General Public License)¹⁾

LGPL とは、GNU が提唱しているソフトウェアライセンスの 1 つであり、GPL と互換性があるライセンスである。LGPL の主な特徴は、以下の通りである。

- 誰でもソースコードを自由に再配布できる。
- 誰でも自由に改造を加えてその結果を再配布できる。
- 再配布・再利用にあたって、自分でライセンスを変更することができる。
- 組み込んだライブラリのソースコードは、必ず公開する必要がある。

⁵フリーソフトウェア開発プロジェクトの 1 つ。

⁶本契約書が適用されたプログラム自体や著作物全般を意味する。

この LGPL は、主に特定のソフトウェアパッケージ（ライブラリ）に適用されるものであり、それらのライブラリのソースコードを公開するためのライセンスとして適用されている。また、LGPL は、非フリーのプログラムも含めて、あらゆるプログラムにライブラリを組み込むことを許可している。GPL と LGPL の大きな相違点は、ライブラリを自分のソフトウェアに組み込む際に与えられる制限が異なることである。

例えば、GPL の場合、GPL で保証されているソフトウェアを自分のソフトウェアに組み込んだ場合、自分のソフトウェアも強制的に GPL で保証されることになる。しかし、LGPL の場合は、組み込んだソフトウェアと自分のソフトウェアのライセンスを明確にし、組み込むだけならば、自分の独自のソフトウェアライセンスで再配布することが可能である。そういう意味で、LGPL は、ライブラリを他のプログラムに組み込むときの制限に関しては、GPL よりも、より緩い基準で評価している。

3.4 GNU FDL (Free Documentation License)¹⁾

FDL とは、GNU が提唱しているソフトウェアライセンスの 1 つである。この FDL の目的は、FDL が適用されているマニュアルや教科書、その他、書面になっている文書をフリーとすることである。これにより、文書を複製し再頒布する自由をすべての人々に与えることができる。また、FDL は、フリーソフトウェア用のマニュアルや文字で書かれたすべての著作物に適用することが可能である。そのため、主に解説や参照を目的とする著作物に対して、FDL が使用されている。

3.5 FreeBSD Copyright²⁾

FreeBSD Copyright とは、The FreeBSD Project が提唱したソフトウェアライセンスである。この契約書は、簡潔で分かり易い内容であるため、初心者にとって、最初に読むには非常に適していると言える。このライセンスは、一般的に「BSD ライセンス⁷⁾」と呼ばれており、元々は、カリフォルニア大学バークレー校（UCB）が開発・配布していたソフトウェアのためのライセンスである。

主な内容は、以下の通りである。

ソフトウェアのコード形式^{a)}や変更の有無に関わらず、以下の条件を満たす限りにおいて、再配布しても構わない。

1. ソースコード形式で再配布する場合、著作権表示、本条件書および下記の責任限定規定を必ず含めること。
2. バイナリーコード形式で再配布する場合、著作権表示、本条件書および下記の責任限定規定を配布物と共に提供される文書、および/または他の資料に必ず含めること。

・責任限定規定について

本ソフトウェアについては、明示黙示を問わず、いかなる保証もされない。また、本文書の使用から発生した直接損害、間接損害、偶発的な損害、特別損害、懲罰的損害または結果損害のいずれに対しても、代替品またはサービスの提供、使用機会、データまたは利益の損失の補償、業務の中断に対する補償等を含め、責任を一切負わない。

^{a)}ソースコードとバイナリーコードがある。

3.6 Creative Commons³⁾

Creative Commons とは、米国の憲法学者 Lawrence Lessig 教授が中心になって運営しているプロジェクトが提唱したものである。著作権での保護のうち、著者自らが著作権の一部を解放する意志を明示することで、作品の様々な広がり・利用や他の創作者との共同作業を促進させるためのライセンスである。具体的には、Lawrence Lessig 教授らによるライセンスプロジェクトが、簡単な質問に答えるだけで選べるライセンス文の提供とインターネットでの検索等による容易なデジタルコードの提供を行っている。

また、自分の作品を Creative Commons のライセンスの下で提供する際、自分の著作権を放棄するのではなく、自分の権利のうちのいくつかを或る条件の下でのみ、作品を受け取る人に対して与えることができる。その条件とは、以下に示すオプション一覧の中から、自分で自由に条件を混ぜ合わせて自分の要求に合うものを作ることができるというものである。Creative Commons のライセンスの組み合わせは、全部で 11 通りある。以下に Creative Commons の各ライセンスオプションの種類を示す。

● 帰属 (Attribution)

契約者は、他の人に対して、契約者の著作物を（またそれを元にした派生作品を）複製・配布・表示・上演することを認める。しかし、契約者に対して、

⁷⁾Berkeley Software Distribution License の略称。

出典を与えることを条件とする。

- 非商用 (Noncommercial)

契約者は、他の人に対して、契約者の著作物を（またそれを元にした派生作品を）複製・配布・表示・上演することを認める。しかし、非商用目的に限定する。

- 派生作品の禁止 (No Derivative Works)

契約者は、他の人に対して、契約者の著作物を（またそれを元にした派生作品を）複製・配布・表示・上演することを認める。ただし、契約者の作品は、そのままの形でなければならず、派生作品は認めないこととする。

- 同様に共有 (Share Alike)

契約者は、契約者の作品のライセンスと同じライセンスの下でのみ、派生作品を配布することを許可する。ただし、1つのライセンスが、Share Alike と No Derivative Works の2つのオプションを同時に持つことはできない。Share Alike の要求は、派生作品についてのみ適用されるものとする。

ライセンスの選択ができれば、適切なライセンスを以下の3つの方法で表現することになる。

1. 共有権利証書 (Commons Deed). 平易な文の要約とアイコンを用いて、ライセンスの内容を簡潔に分かりやすくしたものであり、誰でもライセンスを理解しやすくなるようにする。
2. 法的なコード (Legal Code). 法的に有効で厳格な文章で書かれたものであり、法律家にとって読みやすいものとなっている。
3. デジタルコード (Digital Code). 機械可読な形でライセンスを表現し、サーチエンジンなどが利用できるようにしたメタデータである。このメタデータは、ライセンスの条件やオプションを表す語彙を定義して、この組み合わせでエージェントも理解できるライセンス条項を記述したものである。

3.7 ソフトウェアライセンス利用時の注意点

ソフトウェアライセンスを利用する場合、以下のことに注意する必要がある。

自分がソフトウェアを作成する上で、別のソフトウェアを組み込んだとする。その時、組み込んだソフトウェアが、GPL で保証されていたとすると、自分の作成したソフトウェアも自動的に GPL で保証されることになる。GPL とは、コピーレフトが可能なライセンスであるから、自分の作成したソフトウェアもコピーレフトが可能となる。

コピーレフトとは、「元のソフトウェアを配布・変更・改良した場合に、配布に関する条件を付け加えてはならない」というフリーソフトウェアのことである。コピーレフトのソフトは、コピーレフトのソフトとしてしか配布してはならない。つまり、コピーレフトでないフリーソフトウェアは、自分が作成したソフトウェアをフリーでないようにすることができる。このことから、せっかく自分が作成したソフトウェアを、自分で好きなように配布条件等を規制することができず、「これは、自分が作成したソフトウェアだから自由には使わせたくない」という権利が無視させるという事態が起こり得るのである。

このため、ソフトウェアを作成する上で、別のソフトウェアを取り入れる場合には、そのソフトウェアが持っているライセンスを予め把握しておき、自分のソフトウェアが持っている権利と照らし合わせて考慮した上で、慎重に行う必要がある。

参考文献

- 1) GNU's Not UNIX!
<http://www.gnu.org/>
- 2) The FreeBSD Project
<http://www3.tw.freebsd.org/>
- 3) Creative Commons
<http://creativecommons.org/>